

各学校法人理事長様

大阪府教育庁私学課長

令和3年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

ア 「私立高等学校等における補助対象事業の実施計画調査について」（令和3年10月28日付け教私第2289号）において回答のあった事業のうち、令和4年2月10日から令和4年3月31日までの間に契約予定であり、令和3年度内に整備が完了する以下の事業

① 高機能化整備事業

- (1) 教育の情報化に関連した教室等の改造工事
- (2) 特別教室及び多目的教室、図書室の整備
- (3) 校舎等のカウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備

② エコキャンパス推進事業

- (1) 新エネルギー活用型（太陽光発電、太陽熱給湯器、風力、地中熱、燃料電池等の整備）
- (2) 省エネルギー型・省資源型（断熱化、採光対策、省エネ設備、中水利用施設等の整備）
- (3) 木材利用型（内装木質化改造工事）
- (4) 緑化推進型（建物緑化、屋外緑化、グラウンド芝生化）

イ 「令和3年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の計画調書の提出について」（令和3年10月25日付け教私第2264号（以下「前回募集」という。））において募集のあった以下の事業のうち、事業計画書の提出がされておらず、令和4年2月10日から令和4年3月31日までの間に契約予定であり、令和3年度内に整備が完了する以下の事業

① 高機能化整備事業（校舎等のバリアフリー化）

- ② 防災機能強化施設整備事業（耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震改築、防災機能強化事業、安全管理対策（防犯対策）、安全管理対策（アスベスト対策））
- ③ 施設環境改善整備事業（トイレ改修工事、空調設備等工事）

※ 令和3年度内に整備が完了する事業とは、原則として令和4年2月10日から令和4年3月31日までの間に引き渡しを受ける事業をいいます。

※ 申請状況によっては、予算の範囲内で補助額を圧縮することがありますので、ご承知おきください。

※ 申請事業については、交付内定後に契約を締結（着手）してください。なお、新型コロナウイルス感染症対応として、学生等の安全・安心な学習環境の確保のため、施設整備に既に着手した又は速やかに実施するなど、緊急性の観点からやむを得ず令和3年6月1日から交付内定前までの間に契約を締結した又は締結する上記ア-①-(1)のうち、「教室の情報化に関連した校内LANの整備」に該当する事業及び上記イ

-③の事業については、補助対象として扱うこととします。(令和4年2月10日から交付内定前までの間に契約を締結した又は締結する上記ア(「教室の情報化に関連した校内LANの整備」以外)並びに上記イ-①及び②に該当する事業に関しても、これと同様に扱うこととします。)

- ※ 上記ア-①については、私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業の対象設備は補助対象外となります。また、ア-①-(1)及び(2)のうち、高等学校及び中等教育学校(後期課程)に係る工事については、普通科に限ります。
- ※ 国庫補助金額は、各事業における上限の設定が無い場合、1事業あたり4億円を上限とします。また、今後着手する複数年度にわたる事業についても、総国庫補助金額の上限を1事業あたり4億円とし、申請状況に応じて圧縮がかかる可能性がありますのでご承知おきください。
- ※ 事業完了が交付決定年度の翌年度となる場合、交付決定後以降の事由による繰越の手続きが必要となりますのでご注意ください。なお、明許繰越及び事故繰越の事由については、次のURLをご参照ください。
(<https://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/27guidebook/27guidebook2.pdf>)

2 提出書類

- (1) 申請一覧(様式1)
- (2) 計画調書及び添付書類

※別添の令和3年12月24日付け3高私助第16号「令和3年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))の事業募集について」を熟読のうえ、必要書類を揃えるようにしてください。なお、今回の募集においては、仮提出はありません。

※上記1に記載のイに係る提出書類(2)については、前回募集での様式を使用してください。

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

- 上記2に記載の提出書類(1) 令和4年1月11日(火) 12時【厳守】
- 上記2に記載の提出書類(2) 令和4年1月19日(水) 17時【厳守】

(2) 提出方法

- ① 上記2に記載の提出書類(1)については、電子メールにより提出
- ② 上記2に記載の提出書類一式(紙媒体)を原則郵送により提出(部数:2部)

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(郵送) 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

(電子メール) shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

※メール件名を「【学校名】令和3年度私立学校施設整備費補助金計画調書の提出について」としてください。

4 留意事項

- ・計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。

※文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ 藤原、井上、吉田
電 話 : 06-6941-0351 (内線4852) / 06-6210-9274 (直通)
E-mail : shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp